

第4章 施策の具体的な展開

1 結婚の希望を叶えるための支援

＜施策の方向＞

結婚は、個人の価値観に基づいて選択されるものであることを前提としつつ、結婚を希望する方に出会いの場を提供するとともに、若者の安定した雇用に向けた支援を充実し、社会全体で応援する取組を推進します。

1 結婚に向けた支援策の充実

(1) 出会いの機会の創出

①やまぐち結婚応援センター*

- ・やまぐち結婚応援センターの運営体制を強化することで、様々なニーズに対応するきめ細かな支援体制を構築します。
- ・好感度を可視化する「ハートマーク」機能の追加など、やまぐち結婚応援センターのマッチングシステムの強化により、よりきめ細かなマッチング支援を行い、結婚を希望する独身者を支援します。
- ・結婚から、妊娠・出産、子育てまでの相談を行う「結婚・子育て応援デスク*」を設置するなど、結婚から子育てまでの切れ目ない支援を行います。

②セミナー・イベントの実施

- ・県主催のセミナーやイベントの開催により、出会いの創出を図ります。
- ・他県と連携したセミナーの実施や、婚活イベント情報の提供等を行い、広域的な結婚支援を推進します。



やまぐち結婚応援センター



結婚応援セミナー

(2) 地域・企業・団体による支援

①やまぐち結婚応援企業*

- ・社会全体で出会いと結婚を応援する気運を高めるため、「やまぐち結婚応援企業」の募集や、企業内婚活サポーター*の養成により、職場のつながりを生かした縁結びの取組を推進します。

②やまぐち結婚応援団*

- ・結婚を希望する方に対して、「やまぐち結婚応援団」登録企業等が開催する出会いイベントの情報提供を行い、結婚に向けた出会いの機会を増加させます。

③やまぐち結婚応援パスポート*

- ・新たに結婚する世帯等に対し、新婚夫婦等の経済的負担の軽減を図るとともに、社会全体で結婚を応援する気運醸成を図ります。



やまぐち結婚応援パスポート

2 ライフデザイン構築のための支援

(1) ライフデザイン構築支援

- ・高校生が進路を選択する際に、結婚や子育て等のライフイベントも踏まえ総合的に考えることを支援するため、高等学校において、ライフデザイン教材*の活用や、外部講師を派遣した授業を行います。
- ・中学校や高等学校内に、乳幼児親子が集う「学校内子育てひろば*」の開設を支援し、乳幼児親子との交流による若者のライフデザイン形成を応援します。



学校内子育てひろば

3 若者の安定した雇用に向けた支援

(1) 山口しごとセンター*による支援

①県内企業への就職支援

- ・一人ひとりの適性や能力に応じたきめ細かな支援を行うため、山口しごとセンターにおいて、キャリアカウンセリング*を中心とした相談から情報提供・能力開発・職業紹介までのサービスをワンストップ*で提供します。
- ・企業合同就職説明会を開催し、出会いの場を提供するとともに、就職ガイダンスの開催、ホームページ「やまぐちジョブナビ*」を活用した求人情報の提供など、就職関連情報の提供に努めます。
- ・スキルアップセミナーの充実等により、就職に必要な社会人としての基礎的能力を高めます。

②若年離職者、フリーター等への支援

- ・企業合同就職説明会への参加や職場体験等の受入れについて企業へ要請します。
- ・正規雇用に向けて、社会人基礎力養成研修やキャリアカウンセリング等の就職支援プログラムを実施します。



キャリアカウンセリングの様子

(2) 職業能力開発の促進

①職業訓練の実施

- ・高等産業技術学校*における職業訓練の充実により、早期就職支援を行います。
- ・高等産業技術学校等の公共職業訓練とハローワークが行う職業相談や職業紹介との連携による機動的な再就職支援を実施します。

②離職者・非正規雇用労働者に対する支援

- ・介護福祉士や保育士等の国家資格の取得のための委託訓練による正社員就職の支援を行います。
- ・高等産業技術学校*が行う職業訓練において、「デュアルシステム*訓練」や山口しごとセンター*と連携した「企業魅力体験プログラム*」の実施により、実践的な就職支援を行います。



高等産業技術学校自動車整備科



高等産業技術学校設備システム科

<数値目標>

項目	現状（H30）	目標値（R6）
やまぐち結婚応援センター*の引き合わせ実施数（累計）	5,139件	14,000件
学校内子育てひろば*の設置校数	65校（R1）	75校

2 妊娠・出産の希望を叶えるための支援

＜施策の方向＞

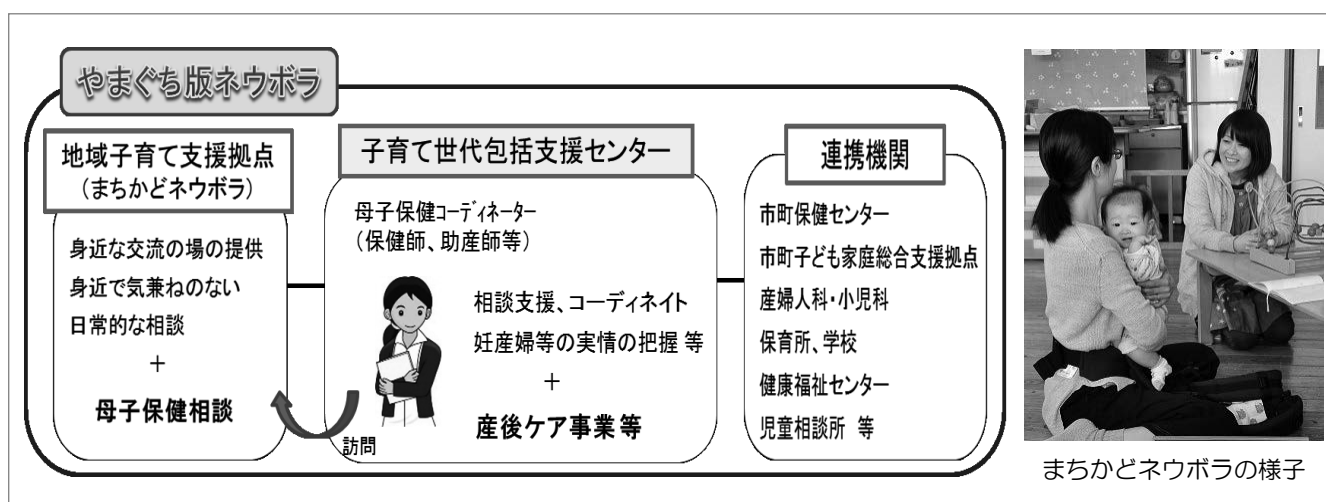
「やまぐち版ネウボラ*」を中心とした、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制を構築するとともに、母子保健対策の充実、また、妊娠・出産の希望を叶えるため不妊治療への支援の充実、周産期医療*の充実を図ります。

1 妊娠期からの切れ目ない支援

(1) 切れ目ない支援体制の充実

① 相談体制の整備

- ・「子育て世代包括支援センター*」を中心とした切れ目のない地域の相談支援体制を全県で推進する取組「やまぐち版ネウボラ」を推進します。
- ・「子育て世代包括支援センター」と「地域子育て支援拠点*」が連携し、身近な場所で妊娠・出産、子育ての相談ができる支援体制づくりに向けて、「まちかどネウボラ*」の設置を促進します。



- ・保健師や助産師、母子保健推進員*等に対する研修の充実を図るとともに、食生活改善推進員*や民生委員・児童委員*などと連携して、子どもや家庭に関する情報を子育て家庭等に迅速かつ的確に提供できるよう努めます。
- ・子育ての悩みや不安に関する相談・カウンセリング機能を充実するとともに、各種相談機関等とのネットワークを一層強化し、相談体制の充実を図ります。
- ・夜間における小児救急医療電話相談*など、子育て家庭が利用しやすい相談体制の充実に努めます。

② 乳幼児家庭等への訪問指導

- ・妊婦に対する健康診査や、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問して子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行うなど、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行います。
- ・養育上の様々な問題を抱える家庭に対して、保健師等の家庭訪問により、育児指導、家事援助、保護者の身体的・精神的不調に対する相談・助言などの養育支援を促進します。

③妊産婦にやさしい環境づくり

- ・安心・安全な出産に向け、妊婦自身が健康な母体を維持するための取組を推進するとともに、マタニティマーク*等を通じて、妊産婦にやさしい環境づくりを推進します。
- ・安心して妊娠、出産、育児ができるよう、母子保健推進員*などの地域の母子保健関係者が実施する子育ての輪づくりなどの活動を支援します。
- ・職場内でマタニティハラスメント等、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いが起きないように、労働局と連携し、企業に対する指導の強化・徹底、広報・啓発活動を実施します。



マタニティマーク

2 健康な体づくり・母子保健対策の充実

(1) 母子保健・疾病等予防対策の推進

①母子保健事業の充実

- ・「健やか親子21（第2次）*」に基づき、母子の健康確保、子どもの健やかな発育・発達支援等に向け、必要な人材の確保及び体制整備により、母子保健の充実を図ります。
- ・乳幼児健康診査や保健指導等の市町事業について、広域的・専門的立場からの課題の把握等とその解決に向けた取組の充実を図ります。

②疾病・感染症予防対策

- ・乳幼児期からの健康づくりを進めるための各種健康診査や健康教育、相談活動等を充実するとともに、乳幼児等を感染症から守るため、感染症予防や予防接種に関する正しい知識の普及、予防接種の実施を促進します。

(2) 思春期からの健康づくり

- ・思春期特有の悩み等に関する相談窓口として、「思春期ほっとダイヤル*」や「女性健康支援センター*」による妊娠や心身の健康相談・支援の充実に努めます。
- ・次世代を健やかに産み育てる基礎となる思春期の保健対策を推進し、保健と教育が連携して学校や地域における性教育を含む健康教育を促進します。
- ・妊娠・出産に臨む女性の健康を支援し、体の仕組みや妊娠・出産などに関する医学的・科学的に正しい知識の普及啓発を行います。

3 不妊に悩む人への支援

(1) 相談支援・経済的負担の軽減

- ・「不妊専門相談センター*」等による、不妊等に関する医学的・専門的な相談、不妊による心の悩み等についての相談体制の充実や不妊治療等に関する普及啓発の促進を図るとともに、不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

(2) 予防できる不妊原因への対応

- ・妊娠・出産を希望する夫婦等に対し、妊娠・出産についての正しい知識の普及啓発を行うとともに、予防できる不妊原因（性感染症や無理なダイエット等）についての正

しい知識の普及と、セルフケア能力の向上を図ります。

4 周産期医療*の充実

(1) 周産期医療の体制整備

①周産期医療の医師確保・体制整備

- ・医師修学資金制度をはじめとする総合的な医師確保対策を推進し、周産期医療を担う医師の養成・確保、定着支援に努めます。
- ・高度・専門的な医療を行う「総合周産期母子医療センター*」を拠点として、地域周産期母子医療センター*や地域の周産期医療施設が、適切な役割分担の下、必要な周産期医療を提供する周産期医療体制の充実を図ります。また、「助産師外来」や「院内助産所」の開設を促進します。
- ・ハイリスク妊産婦・新生児*に対する保健医療体制や母体・新生児搬送体制の充実を図ります。



新生児集中治療室（NICU）

<数値目標>

項目	現状（H30）	目標値（R6）
妊娠11週以下での妊娠の届出率	94.8%（H29）	増やす（R4）
十代の人工妊娠中絶実施率	5.1%（H29）	減らす（R4）
十代の性感染症罹患数（1定点当たりの報告数）	4.2（H29）	減らす
1歳6か月までの麻疹・風疹ワクチン予防接種率	87.6%（H29）	95.0%
3歳児におけるう歯のない人の割合	81.6%（H29）	90%（R4）
乳幼児健康診査の受診率	1か月 96.7% 3か月 98.4% 7か月 97.1% 1歳6か月 97.4% 3歳 95.8% （H29）	増やす（R4）
周産期死亡率（出産千対）	山口県平均 4.0 全国平均 3.9 （H20年からH29年の10年間の平均）	全国平均以下 （H26年からR5年の10年間の平均）
出生に対する低出生体重児の割合	9.4%	減らす

3 安心して子育てできる環境づくり

<施策の方向>

誰もが安心して子育てできるように、教育・医療に係る経済的負担の軽減をはじめ、乳幼児期からの子どもの健康づくりに向けた小児医療体制の確保、健やかな心身の成長のために学校・地域・家庭が連携した教育環境づくりを推進します。

1 子育て家庭の負担軽減

(1) 教育・医療に係る経済的負担の軽減

① 幼児教育・保育の無償化

・幼児教育・保育の無償化について、円滑な実施に取り組みます。

② 多子世帯への支援

・多子世帯における保育所の保育料等の軽減や、企業等を巻き込んだ多子世帯への支援の充実など、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

③ 乳幼児医療費助成

・乳幼児を抱える家庭に対し、安心して医療が受けられるよう、小学校就学前までの医療費の自己負担分について助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

④ 児童手当

・次代を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前までの児童について、児童手当を支給します。

⑤ 高校生等への修学支援

・高等学校等の生徒への就学支援金及び奨学のための給付金による支援を行うとともに、授業料の減免措置や奨学金制度を充実させ、家庭の教育費負担の軽減を図ります。



(2) 住宅への支援

・子育て世帯に配慮するため、県営住宅の募集に際し、多子世帯や母子・父子世帯に対応する優先入居を行います。

2 幼児教育・保育の充実

(1) 保育所等の受入れ体制整備

① 受け皿整備

・幼児期の教育・保育の実施主体である市町が、子育て家庭のニーズを踏まえて計画的に定員を確保し、質の高い教育・保育等を実施するために必要な支援を行います。

・教育・保育に係る施設整備等により、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を図ります。

② 情報提供

・保護者等が、円滑に、教育・保育施設等を利用できるよう、県ホームページ等により



教育・保育情報の周知を図ります。

③人材確保

- ・新規卒業者の確保、潜在保育士の再就職支援や保育士等の処遇改善などにより、保育士や幼稚園教諭等の確保を図ります。
- ・地域の子育ての担い手を「子育てサポーター」として登録し、保育所等で活用する市町の支援を行います。



保育職魅力発見セミナー（保育体験）

④人材育成

- ・保育士等のキャリアパスを見据えた体系的な研修等の実施による安定的な保育人材の育成に取り組みます。

（2）幼児教育・保育の質の確保

①幼児教育・保育の質の向上

- ・地域の中核的な役割を担う教育・保育施設である幼稚園や保育所、認定こども園*と、地域型保育事業*や地域の子育て支援を行う者等との連携強化を図ります。
- ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携の促進を図ります。
- ・保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブ*を利用できるよう、教育・保育施設と放課後児童クラブとの相互連携の促進を図ります。
- ・幼稚園や保育所等から認定こども園への移行について、施設への十分な情報提供に努めるとともに、施設の負担軽減を図るなど、必要な支援を行います。
- ・幼稚園や保育所等において、心身の発達に応じたきめ細かな指導を行うとともに、小学校教育への円滑な接続が可能となるように、幼児教育・保育の質の向上を図ります。
- ・認可外保育施設について、指導・監督を徹底すること等により、質の向上を図ります。
- ・幼稚園教諭の専門性向上に向けた講習の開催や、幼稚園が実施する処遇改善への支援等により、幼稚園での人材育成・確保の促進を図ります。

（3）地域子ども・子育て支援事業*等の充実

①地域子ども・子育て支援事業等

- ・子どもやその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談や情報提供を行う利用者支援の取組を進めます。
- ・子育て家庭の様々な事情に対応するため、一時預かり*、延長保育、病児保育*、地域子育て支援拠点*の設置・支援やファミリーサポートセンター*の普及促進など、子育てを支援するサービスの充実を図ります。
- ・児童養護施設*等における児童の一時預かり（ショートステイ*）や、夜間・休日の養護（トワイライトステイ*）に対する支援を行います。
- ・地域の実情や子育て家庭のニーズに対応し、幼稚園における預かり保育*の充実を図ります。

- ・「新・放課後子ども総合プラン*」に基づき、従事者の確保・質の向上を図り、放課後児童クラブ*や放課後子ども教室*の整備促進を図ります。

②地域における子育て支援員等の人材確保

- ・子育て支援員研修等の実施により、地域の子育て支援を行う人材の育成・確保を図ります。

3 多様なニーズに応じた子育て支援

(1) 病児保育*・放課後児童クラブの充実

- ・病児保育の県内全市町参加による広域利用協定の仕組みを活用するとともに、施設の運営や整備の支援等により病児保育事業の充実を図ります。
- ・放課後児童クラブにおいて、18時以降の延長開所に対する経費支援や、利用ニーズが増大する長期休暇期間中の開設支援により、事業の充実を図ります。
- ・放課後児童支援員等の処遇改善などにより人材確保に向けた支援を充実します。



放課後児童クラブの様子

(2) 障害のある子ども等への支援体制の充実

①障害児施策の充実

- ・市町が実施する乳幼児健康診査等により、障害の早期発見・早期療育を推進するため、医療・保健・福祉・教育などの関係機関と連携して、相談から診断・治療、療育まで一貫した支援を行う「総合療育システム*」を推進します。
- ・障害のある子どもや家族が身近な地域で適切な療育サービスを利用できるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業など、サービス提供体制の整備を進めます。
- ・障害のある幼児の円滑な就学を支援するため、「ふれあい教育センター*」や、地域の「特別支援教育センター」、「サブセンター」における就学前の相談支援等の取組の一層の充実と相互の連携強化を図ります。
- ・発達障害児に対する支援を総合的に行う拠点機関として山口県発達障害者支援センター*を設置し、発達障害児やその家族、支援者に対し、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに応じた相談支援、発達支援、就労支援等を行います。
- ・発達障害児やその家族が、身近な地域で切れ目のない支援を受けられるよう、山口県発達障害者支援センターと各地域の児童発達支援センター等との役割分担による重層的な支援体制の充実を図るとともに、地域の関係機関相互の連携強化と専門性向上による支援力の充実強化に取り組みます。

②医療的ケア児*への支援

- ・医療的ケアが必要な障害のある子どもやその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関の連携体制の構築や関連分野の支援を総合調整する人材の養成を行い、医療的ケア児等への支援体制の整備を図ります。

- ・医療的ケア児*を養育する家族の看護や介護に携わる精神的負担の軽減が図られるよう、相談会や交流会を実施するとともに、医療的ケア児に係る情報の集約化を行います。

4 子どもの健康づくり

(1) 子育ての安心を支える医療体制の確保

①小児医療の医師確保・医療体制整備

- ・医師修学資金制度をはじめとする総合的な医師確保対策を推進し、小児医療を担う医師の養成・確保、定着支援に努めます。
- ・夜間における小児救急医療電話相談*や小児科を専門としない医師への研修の実施等により、初期救急*医療体制の充実を図ります。また、「かかりつけ医」制度や家庭でできる急病時の対応等について普及啓発を図ります。
- ・入院治療を必要とする小児救急患者の医療を確保するため、小児救急医療拠点病院に対する支援を行うなど、365日24時間の小児二次救急*医療体制の充実を図ります。
- ・医療機関の医療機能情報を提供し、県民の医療機関の適切な選択を支援する医療機能情報提供システムの充実を図ります。

②乳幼児の突然死・事故防止

- ・乳幼児突然死症候群（SIDS）*の発生予防に関する情報提供や、子どもの事故防止・応急手当等の学習機会の提供等を行います。

③小児慢性特定疾病*対策の推進

- ・内分泌疾患や慢性心疾患等、小児慢性特定疾病に罹患し、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、医療費の自己負担額の一部を助成するとともに、相談支援、必要な情報提供など自立に向けた支援等を行います。

④乳幼児の健康支援等

- ・新生児に対して、先天性代謝異常等疾患*に係る検査を実施し、障害の原因となる疾病の早期発見・早期治療に努めます。

(2) 健やかな心身の育成

①健やか体づくり・食育の推進

- ・子どもの健やかな成長のために、乳幼児期から食生活、運動、歯・口腔の健康をはじめとする望ましい生活習慣の確立を図り、将来にわたる生活習慣病の発症・重症化予防に向け、健康づくり対策の充実に努めます。
- ・子どもの健全な食生活の実現と心身の成長を図るため、乳幼児期から子どもの心と体を育む栄養指導や食育の取組を支援し、地域・家庭における食育を推進します。
- ・子どもをたばこの害から守るため、「山口県たばこ対策ガイドライン（第3次）」に基づき、「受動喫煙防止」、「喫煙防止（未成年・妊産婦等）」、「禁煙支援」を柱とした取組を進める中で、たばこの害に関する情報提供や学校・地域等における健康教育を実施します。

②思春期から成人期に向けた保健対策

- 子どもの心身の成長の過程に即し、飲酒や喫煙、薬物の乱用、性に関する課題等について、正しい情報を提供するとともに、自分自身の心と体を大切に、自らの健康をコントロールし改善することができる力を育てるため、学校や地域における健康教育や性に関する指導の充実に努めます。
- 児童生徒の問題行動の未然防止や自殺兆候の早期発見、原因の早期解消等に取り組むほか、心身症や思春期やせ症、ひきこもりなどの思春期の心の問題に早期に対応するため、保健、医療、福祉、教育等の連携を強化し、親や教師に対する学習機会の提供や相談体制の充実強化を図ります。

(3) 児童健全育成に向けた活動

①青少年育成県民運動

- 山口県青少年育成県民会議が中心となって「青少年育成県民運動」を展開する中で、青少年育成市町民会議や青少年関係団体等への活動支援を図るなど、地域ぐるみでの青少年健全育成活動を促進します。

②地域の活動

- 地域における児童健全育成の拠点であり、母親クラブ*等地域における子育て支援団体の活動の場である児童館*の整備促進や機能の充実を図ります。
- それぞれの地域において児童健全育成が図られるよう、母親クラブや子ども会等が実施する親子・世代間交流や研修などの地域活動を支援します。
- 地域において様々な人々が児童健全育成活動に参加することについての理解を促進し、参加意欲の高揚を図ります。

③有害環境対策の推進

- 青少年を取り巻く環境の浄化を図るため、市町や地域団体等と連携し、有害図書類の陳列方法等の点検・指導等を行う、「こども環境クリーンアップ活動」を推進します。
- SNS*等に起因する子どもの性被害等が問題となっていることから、「山口県青少年健全育成条例」等に基づき、地域住民や関係機関、団体との連携協力の強化による、青少年のインターネットの安全・安心な利用環境の整備や保護者及び青少年に対するフィルタリング*の普及啓発を推進し、子どもたちを有害情報や犯罪・トラブルから守ります。
- 児童生徒のネット問題を認めた場合、警察、学校、市町教育委員会が相互に連携し、「ネット問題対応チーム」を立ち上げて、問題事案の早期改善・早期解決に向けた取組を推進します。

④非行防止

- 警察、学校、児童相談所*等関係機関の連携強化を図るとともに、少年サポートセンターを中心とした支援、少年安全サポーター*の活用などにより、少年の非行防止や健全育成に向けたきめ細かな対応を図ります。



少年相談員の街頭補導活動

⑤ひきこもり問題

- 「ひきこもり」問題に対応するため、体系的な研修により、県精神保健福祉センター

や各保健所からなる「ひきこもり地域支援センター*」職員の資質向上を図り、家族や本人への支援を行います。

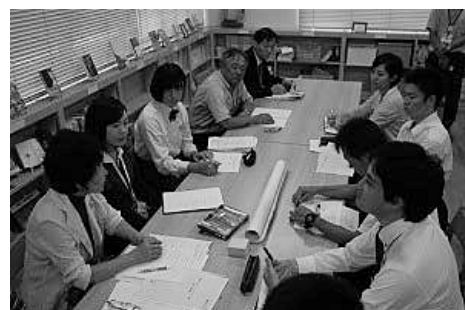
- ・「山口県子ども・若者支援地域協議会」において、子ども・若者の支援を行っているNPOや、関係行政機関相互の連携強化を図るとともに、支援を要する子ども・若者がより身近な場所で支援が受けられるよう、市町における支援機関・団体のネットワーク構築に向けた取組を支援します。

5 教育環境の整備

(1) 学校教育の充実

①コミュニティ・スクール*の仕組みを生かした学校運営の充実

- ・次代を担う子どもたちに必要な資質・能力の育成に向けて、学校は、コミュニティ・スクールの仕組みを生かし、家庭・地域との連携・協働による学校運営を行います。また、県内全ての公立小・中・高校・総合支援学校*等がコミュニティ・スクールとなることから、小・中・高校等のそれぞれの学校段階における教育内容の更なる充実を図るとともに、子どもたちの学びや育ちを校種間でつなげます。
- ・情報化やグローバル化などの社会変化に対応できる資質・能力の育成のため、熟議等の実施により育てたい子ども像等を共有するとともに、教科等横断的な視点やキャリア教育*の視点に立った学力向上の取組を推進します。
- ・全国学力・学習状況調査と県学力定着状況確認問題を活用した、年2回のPDCAサイクルを実施するとともに、学校運営協議会において課題や方向性を共有することにより、一層の教育内容の充実と子どもたちの学力向上を図ります。



学校運営協議会の様子

②読書・食育・健康づくり・スポーツ・人権教育

- ・学校での読書活動や学校図書館の授業での活用とともに、「山口県子ども読書支援センター*」を中心に、学校、家庭、地域と連携・協力して、子どもの読書活動の推進に取り組みます。
- ・児童生徒の望ましい生活習慣・食習慣の定着に向け、学校・家庭・地域が一体となって取組を推進します。
- ・専門家等と連携して作成した「運動メニュー*」の活用や「新体力向上プログラム*」の改善、地域スポーツ人材と連携したスポーツ教室の開催等により運動機会を確保し、子どもの体力の向上を推進します。
- ・地域の教育力の活用や体験的な活動の導入により人権教育や道徳教育の充実を図り、豊かな人間性や社会性を育みます。



サッカー教室

③質の高い教育環境づくり

- ・小・中学校における35人学級化を維持継続し、児童生徒の状況に応じたきめ細かな指導体制を充実することにより、児童生徒の基本的な生活習慣・学習習慣の定着を図

ります。

- 教育力向上指導員*、学力向上推進リーダー*等の活用、少人数教育や校種間連携の推進などにより、授業改善を進め、児童生徒の学力の確実な定着と向上を図ります。
- 生徒のニーズの多様化に対応し、選択幅の広い教育や活力ある教育活動の展開など、より質の高い高校教育を展開します。
- 複雑化・多様化する教育課題に的確に対応するため、教職員評価の活用や体系的な研修により教職員の資質能力の向上に向けた取組を推進します。

④特別支援教育の推進

- インクルーシブ教育システム*の構築により、障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進します。

(2) 学校・家庭・地域の連携

①地域連携教育の充実

- コミュニティ・スクール*や地域協育ネット*における取組の質の向上に向けて、推進の核となる人材の養成・配置、地域ぐるみの活動を推進し、社会総がかりによる「地域教育力日本一」の取組を更に充実します。
- 全ての県立高校にコミュニティ・スクールを導入し、地域や大学・企業等と協働した課題解決型学習の推進により、地域と一体となった教育を充実します。
- 総合支援学校*においても、小・中・高等学校のコミュニティ・スクールと連携した取組を推進し、一人ひとりの心がつながる共生社会の実現に努めます。



高校生と企業との協働した商品開発

②家庭教育支援体制の充実

- 「早寝早起き朝ごはん」をはじめとした子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を図るため、家庭教育に関する意識啓発・情報提供を推進します。
- 家庭の教育力の向上に向け、家庭教育講座の学習プログラムの開発や、家庭教育支援チーム*と連携した保護者向けの学習機会の充実を図ります。
- 「やまぐち型地域連携教育*」の仕組みを生かし、概ね中学校区単位で学校、PTA等と連携・協働する家庭教育支援チームの設置や訪問型家庭教育支援の推進、その担い手となる家庭教育支援者の養成を進めることにより、地域における切れ目のないきめ細かな家庭教育支援の体制強化を図ります。
- 「子どもと親のサポートセンター*」に配置しているスクールソーシャルワーカー*による支援体制の充実や、「ふれあい教育センター*」等の関係機関との連携を強化しながら、相談支援体制の充実を図ります。



家庭教育支援者の養成

③地域における多様な教育

- 学校や公民館等を活用した子どもの居場所づくりや地域ボランティア活動の機会の提供等を進めるとともに、スポーツや文化活動など様々な体験活動や世代間交流の推進、学校施設の開放などにより、地域との交流活動を推進します。
- 長期自然体験活動やA F P Y*などの特色ある体験活動や、山口図書館、山口博物館等による専門性を生かした展示や講座、学校・地域への学習支援を推進します。
- 農山漁村等の地域団体と連携した体験活動を推進します。
- 環境学習*推進センターの活用や体験活動を通じて、児童生徒の環境保全に対する理解を深め、取組意欲を育み、生涯にわたって環境保全等に取り組む基礎を養います。
- 友好姉妹提携地域等との交流や各地域における国際活動等を通じて、異なる文化や伝統を理解し尊重する態度を養うとともに、グローバルな視点をもって行動できる人材を育成します。
- スポーツを通じた心身の健全育成を図るため、スポーツ少年団活動の充実をはじめ、総合型地域スポーツクラブ*の創設・育成を促進するとともに、それぞれのスポーツ活動をサポートする指導者等の育成を進めます。



心の冒険・サマースクール

(3) キャリア教育*の推進

- 小・中・高等学校等を通じた系統的・計画的なキャリア教育を推進し、職場見学、職場体験、インターンシップ*等の充実などにより幅広い職業観の育成を図ります。
- 職場体験の受入れや講師派遣等、子どもの教育活動を支援する事業者や団体を広く募集・登録する「やまぐち教育応援団*」の取組を推進することにより、学校でのキャリア教育や体験・学習活動の充実を図ります。
- 高等学校においては、「ガイダンスの充実」「求人開拓の強化」「マッチングの促進」を3つの柱とし、関係機関との連携を深めながら、就職ガイダンスや職場体験を通じ、職種や職場の理解を促進するとともに、生徒の意向を踏まえた組織的できめ細かな就職支援により、生徒の進路実現を図ります。
- 県内企業におけるインターンシップを総合的に推進します。



中学生職場体験の様子

(4) いじめ・不登校等への対応

①早期発見・早期対応・相談支援

- いじめ等の問題行動や不登校の未然防止のために、児童生徒の主体的な活動や開発的生徒指導*などを通じて、心を育てる教育を推進します。
- 早期発見・早期対応に向けて、校内体制の整備と校種間連携を強化するとともに、複

雑化・深刻化した事案にも適切に対応できるよう、研修会等を通じて教職員の資質向上を図ります。

- SNS*等を活用した相談体制やスクールカウンセラー*、スクールソーシャルワーカー*、スクールロイヤー*などの専門家の派遣等による相談・支援体制の一層の充実を図ります。
- やまぐち総合教育支援センターに設置している、「ふれあい教育センター*」や「子どもと親のサポートセンター*」において、児童生徒や親に対する専門的な相談・支援を行います。
- コミュニティ・スクール*や地域協育ネット*と連携した地域ぐるみの取組を推進します。
- 「山口県いじめ問題対策協議会」において、県内のいじめ問題に係る関係団体・機関の連携を強化し、社会総がかりの取組を推進します。

②重大事態への対応

- 重大な事件・事故等の発生時は、専門家チームの早期派遣により、児童生徒の安全確保や二次的被害の防止を図ります。また、いじめの重大事態発生時には、法に基づく調査の実施や心のケア等に向け、外部専門家を派遣し、事態の深刻化を防ぐとともに、早期解決を図ります。

<数値目標>

項目	現状（H30）	目標値（R6）	
利用者支援（市町数）	15 市町	19 市町	
延長保育	254 箇所	289 箇所	
病児保育*	32 箇所	38 箇所	
まちかどネウボラ*認定数	51 箇所	100 箇所	
子育て短期支援（ショートステイ*）（市町数）	15 市町	19 市町	
子育て短期支援（トワイライトステイ*）（市町数）	10 市町	19 市町	
子育て支援を行っている私立幼稚園の割合	96.0%	100%	
幼稚園での一時預かり*	96 箇所	112 箇所	
保育所等利用待機児童数	36 人	0 人	
放課後児童クラブ*待機児童数	430 人	0 人	
小児科医師数（小児人口 10 万人当たり）	山口県平均 112.4 全国平均 112.4	全国平均以上	
小児救急医療電話相談*事業の相談件数（年間）	10,781 件	12,000 件	
スマートフォン等の使い方について、家庭での約束がない児童生徒の割合	小学校	15.3%	減少させる
	中学校	23.4%	減少させる
勉強が「好き」「どちらかといえば好き」である児童生徒の割合（公立小・中学校）	小学校	66.7%	増加させる（R4）
	中学校	66.8%	増加させる（R4）

＜数値目標＞

項目		現状（H30）	目標値（R6）
将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合（公立小・中学校）	小学校	87.1%	増加させる（R4）
	中学校	74.3%	増加させる（R4）
県立高校等におけるコミュニティ・スクール*導入校の割合		31.5%（H29）	100%（R4）
コミュニティ・スクールを導入し、地域や大学・企業等と連携して学校・地域の課題解決に取り組んだ県立高校等の割合		62.3%	100%
近隣の小・中・高等学校等のコミュニティ・スクールと連携した取組を実施した総合支援学校*数		6校	12校（R4）
やまぐち型家庭教育支援チームを設置している中学校区の割合		0%	全中学校区の50%以上（R4）
地域協育ネット*コーディネーター養成講座受講者数（累計）		1,114人	1,850人
企業等での家庭教育出前講座の受講者数（累計）		10,297人	12,200人
おやじの会の団体数		204	増加させる
学校芸術文化ふれあい事業を活用して、舞台芸術を鑑賞した公立小・中学校の割合（年間）		36.3%	維持・向上させる（R4）
公認スポーツ指導者数		447人	増加させる
総合型地域スポーツクラブ*の設置数		50	80
毎日朝食を摂っている児童生徒の割合	小学校	89.7%	増加させる
	中学校	87.8%	増加させる
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点（体力8項目の結果をそれぞれ10点満点で得点化した合計点）の県平均点（公立小・中学校）	小5男	53.1	増加させる
	小5女	54.7	
	中2男	41.3	
	中2女	50.0	
青少年国際交流事業参加者数（累計）		839人	969人
高校生の就職決定率		99.1%	100%に近づける（R4）
高校在学中に、体験的キャリア教育（インターンシップ*、大学・企業訪問等）を行った生徒の割合		—	100%（R4）
総合支援学校高等部の就職希望生徒の就職決定率		94.6%	100%に近づける
いじめの解消率（公立小・中・高等学校・総合支援学校）		98.3%	100%に近づける
千人当たりの不登校児童生徒数（公立小・中・高等学校）	小・中学校	14.6人	減少させる
	高等学校	6.1人	減少させる

4 働き方改革の推進

＜施策の方向＞

若い世代が子どもを生き育てやすい環境をつくるため、長時間労働の是正やテレワーク*等の柔軟な働き方の導入促進をはじめとした働き方改革の推進に取り組むほか、男性の家事・育児参画の促進に向けた取組を重点的に推進します。

1 仕事と子育ての両立に向けた支援

(1) 長時間労働の是正

①企業の意識改革

- ・「やまぐち働き方改革推進会議*」による多様な主体による取組の推進、「やまぐち働き方改革支援センター*」によるアウトリーチ支援や中小企業労働相談員による事業所訪問、長時間労働の縮減やワーク・ライフ・バランス*に関するセミナーや研修会等の実施により、全県的な機運醸成や企業の意識改革を実施します。
- ・職場における働き方改革推進リーダーの養成と取組支援による働き方改革の成功事例となる実践モデルの創出と県内企業への波及を図ります。
- ・やまぐち働き方改革アドバイザーの養成及び登録を推進します。
- ・企業における長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進のために、普及啓発等による企業経営者等への働きかけを行います。
- ・働き方改革関連法や一般事業主行動計画*の策定など、労働関連法令について、労働者、企業経営者等への広報・啓発を図ります。



働き方改革職場リーダー養成講座



働き方改革モデル企業事例報告会



働き方改革シンポジウム

(2) 柔軟な働き方の推進

①企業の自主的な取組推進

- ・「やまぐち子育て応援企業宣言制度*」や「やまぐちイクメン応援企業宣言制度*」等による仕事と子育ての両立に向けた職場環境づくりを促進します。
- ・企業の自主的な研修会等の場に講師を派遣する「ワーク・ライフ・バランス推進出前講座」を実施します。
- ・部下のワーク・ライフ・バランスの実現を応援する上司である「イクボス*」の普及促進を図ります。
- ・「誰もが活躍できるやまぐちの企業*」認定制度等により、ワーク・ライフ・バランス等に自主的に取り組む企業を支援します。



②多様な働き方の推進

- 企業等において、育児休業、短時間勤務、短時間正社員制度、フレックスタイム制など多様で柔軟な働き方が可能となる制度の整備や、それらを利用しやすい職場環境づくりを進めます。
- テレワーク*利活用促進セミナーの開催等によるテレワーク導入に向けた機運の醸成を図ります。
- 企業へのアドバイザー派遣等によるテレワーク導入モデルの創出と企業への普及の推進を図ります。
- 育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの防止に向け、普及啓発や企業への指導、また、労働者からの相談に対し迅速かつ丁寧な対応を進めます。



テレワークの様子

(3) 女性のキャリア形成支援

①ハラスメント対策の推進

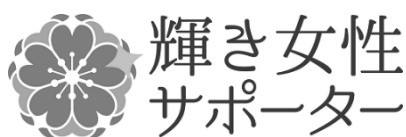
- 職場における妊娠・出産・育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの防止に向け、普及啓発や企業への指導、また、労働者からの相談に対し迅速かつ丁寧な対応を進めます。

②女性が働きやすい職場環境づくり

- 安心して子どもを生み育てることができる職場環境づくりに向けて、次世代育成支援対策推進法や女性活躍推進法等の周知・啓発、女性の職域拡大と就業継続に向けた働きやすい職場環境の整備に関する企業の取組支援や、企業経営者等の理解促進のための広報・啓発を行います。
- 「やまぐち女性の活躍推進事業者*」による女性活躍に向けた取組の促進や、「女性管理職アドバイザー制度*」における「輝き女性サポーター*」による女性管理職等への相談支援を行います。

③子育て等で離職した女性への支援

- 子育て等で離職した女性の再就職支援に向けて、職場復帰への不安解消やスキルアップを目的とした職場体験や研修、また、山口しごとセンター*等でのキャリアカウンセリング*の実施やマッチング機会の確保を充実します。



「輝き女性サポーター」認定証交付式

2 男性の家事・育児参画の推進

(1) 男性の育児休業取得促進

- 「イクメンパパ子育て応援奨励金*」等による男性従業員の育児休業取得の促進を図ります。

(2) 男性の意識改革

- やまぐちイクメンミーティング、やまぐちイクメン表彰等によるイクメンの普及啓発の実施、また、イベント等での「妊婦体験ジャケット」、「知事妊婦体験動画」等の活用や「お父さんの育児手帳*」等により、男性の家事・育児参画に向けた理解促進を図ることで、「やまぐちイクメン維新*」を推進します。
- 新婚夫婦や企業の若手社員への「家事から始まる男女共同参画手帳*」の配布等により、男性の家事・育児参画に向けた啓発等を推進します。
- 「学校内子育てひろば*」の取組やライフプランニング教育などを通して、早い時期からの乳幼児親子と触れ合う機会を設けることで、男女が協力して家事・育児を行う大切さについて意識啓発を図ります。



知事による妊婦体験PR動画



お父さんの育児手帳



家事から始まる男女共同参画手帳

(3) 企業の意識改革

- 「やまぐち働き方改革支援センター*」によるアウトリーチ支援による働き方改革の推進や、男性が育児に参画している好事例の普及啓発等により、企業における意識改革を推進します。
- 部下の仕事と育児の両立を支援する上司（イクボス*）や「子育て」を大切にする企業文化の醸成を図ります。
- 男性が育児休業や子育てのための短時間勤務を取得することを妨げるなどの行為（いわゆる「パタニティハラスメント」）がないよう、労働局と連携した企業に対する指導の強化・徹底を行います。

<数値目標>

項目	現状（H30）	目標値（R6）
25～44歳の働く女性の割合	75.6%（H29）	80.0%（R4）
やまぐち女性の活躍推進事業者*数	90	220
「誰もが活躍できるやまぐちの企業*」認定企業数	50社（R1）	120社
育児休業取得率（男性）	4.86%	17%
「やまぐちイクメン応援企業」登録企業数	305社	540社
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	103分（H28）	増加させる

5 子どもと子育てにやさしい社会づくり

＜施策の方向＞

誰もが子どもを生き育てやすい社会をつくることは、持続可能な社会保障制度の構築に向けた「未来への投資」として重要なテーマの一つです。地域・企業・団体など多様な主体により子どもと子育て家庭をやさしく包む社会づくりの推進に向けて、「やまぐち子育て連盟*」を中心に社会全体での子育て支援に取り組みます。

1 地域・企業・団体の連携による支援

(1) やまぐち子育て連盟による取組

- 子どもや家庭に関わる機関や団体、企業等により構成される「やまぐち子育て連盟」を中心とした県民運動の取組に加え、やまぐち子ども・子育て応援コンソーシアム*による推進体制の強化、多子世帯への祝品の贈呈等を通じ、効果的な子育て支援体制等の充実や社会全体で子育てや子育て家庭を支える気運の醸成を図ります。
- 「やまぐち子育て連盟」を通じて、地域の優良な取組の紹介や、子育ての大切さの理解促進に向けた普及・啓発を推進します。
- 「やまぐち子育て連盟」の中に、民間企業からの寄附等による「やまぐち子ども・子育て応援ファンド*」を組成し、子育て支援に取り組む団体の主体的な活動を支援します。



やまぐち子ども・子育て応援ファンド交付式

(2) 企業による子育て支援の推進

- 「やまぐち子育て応援企業宣言制度*」や「やまぐちイクメン応援企業宣言制度*」等による仕事と子育ての両立に向けた職場環境づくりを促進します。
- 社会全体で子どもや子育て家庭を支える気運の醸成を図るため、地域や企業との協働により、子育て家庭等が料金割引等のサービスを受けられる「やまぐち子育て応援パスポート制度*」の協賛企業の募集、子育て家庭への周知等を図ります。



やまぐち子育て応援パスポート

(3) 関係機関との連携強化

- 子育てと介護に同時に直面するなど、複合的な課題に対し包括的に支援できるよう、地域における行政機関、地域子育て支援拠点*、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員*等の相互の連携強化を図ります。

2 多様な担い手による子育て支援

(1) シニアや学生などによる子育て支援

- 多様な子育て支援活動が展開されるよう、シニアや子育て経験者を活用する「子育てサポーター制度」等を活用し、世代間交流や地域間交流の促進や、地域の様々な人材

の子育て支援への参加促進を図ります。

- ・児童福祉に意欲のある学生と放課後児童クラブ*とのマッチングを図り、子育ての担い手として活用する取組を推進します。

(2) 地域の活動による子育て支援

①子育て県民運動を中心とした活動

- ・やまぐち子育て県民運動地域コーディネーター*等による取組の充実など、「やまぐち子育て県民運動*」の展開を通じて、親子が共に楽しめる場づくりを進めるとともに、地域の子育て関係者によるネットワークの強化を図り、地域の子育て支援の輪を広げます。
- ・子育てサークル等のネットワークの形成により、相互交流や情報交換などによる連携強化を図るとともに、子育てサークル表彰等の実施により、その活動の活性化を図ります。
- ・地域における子育てを支援する団体や子育て支援に取り組む企業等を「子育て応援団」として登録し、子育て支援に関する情報の共有化や、交流などによる活動の一層の促進等を図ります。
- ・主任児童委員*、母子保健推進員*、母親クラブ*等の子育て支援関係者の連携の強化により、子育てに不安を抱く親などへの支援を行うネットワークづくりを進めるなど、子どもや家庭をサポートするための民間の体制の整備を図ります。



母親クラブの活動

②情報提供

- ・子育てイベントや子育て支援情報などについて、子育て家庭が利用しやすいよう「やまぐち子育て支援ポータルサイト」や「やまぐち子育てゆびとまネット」等を通じた迅速かつ適切な提供に努めます。

③子育て支援施設と連携した取組

- ・保育所等を活用し、地域子育て支援拠点*の充実を図るとともに、子育てサークルや子育てボランティアの育成、多様な主体の参画による交流の場づくりなど、子育て支援の充実を図ります。
- ・保育所における育児講座の開催などを通じて、子育てに関する専門的機能を地域に開放し、地域に開かれた保育所に向けた取組を促進します。
- ・幼稚園における幼児教育相談の実施や親子登園など、地域の幼児教育のセンターとして、その施設や機能を活用した子育て支援の取組を促進します。
- ・地域の子育て支援機能を持つ認定こども園*における子育て家庭に対する相談活動や、親子の集いの場の提供などの取組を促進します。

3 子どもと子育てにやさしい風土づくり

(1) 気運醸成

- ・児童福祉月間（5月）における取組や、地域の様々な団体が行うイベントへの支援な

どにより、親子のふれあいの大切さの啓発、地域の子育て関係者の交流促進等を図るとともに、社会全体で子どもや子育てを支える気運を高めます。



キャンペーン ロゴマーク

- 家族とのふれあいの機会の確保や絆を深める「家庭の日*」運動の推進・普及啓発に向けたポスターカレンダーの作成・配布、「家庭の日」協力事業所の登録などの青少年育成県民運動を推進する山口県青少年育成県民会議の取組を支援します。
- 安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現のために、切れ目ない妊産婦や乳幼児への保健対策など母子保健を取り巻く課題の周知を図るとともに、出産及び子育てを支える気運の醸成に努めます。



児童福祉月間（こいのぼり掲揚式）

（2）子ども・子育てに配慮した街づくり

①子育てに配慮した住宅の確保

- 子育て世帯が安心して居住できる住環境を整備するため、ユニバーサルデザイン*の考え方にに基づき、配慮事項や整備手法等の指針となる「やまぐち子育て世帯安心住宅整備基準」を通じて、子育てに配慮した住宅の普及を図ります。
- 子育てに配慮した県営住宅団地の整備を進めるとともに、子育て支援を行うことができる施設の併設等について検討します。
- 市町に対して、県の取組を情報提供し、市町営住宅等における子育てに配慮した住環境整備等の取組を促進します。

②子育てに配慮した居住環境の確保

- コンパクトなまちづくりモデル事業を通じて、子育て世代等が安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。
- 住まいの近くへの子育て支援施設の立地誘導等により、地域ぐるみで子どもを育む環境の整備に取り組み、子育て世帯の支援に資する施設等の地域の拠点の形成による居住環境の再生を推進します。
- 世代間の支え合いによる子育てしやすい環境づくりに向けて、市町・企業等と連携して、三世帯同居・近居の推進に取り組みます。



やまぐち三世帯同居・近居ロゴマーク

③安心して外出できる環境整備

- 買い物や通学などの日常生活に必要な交通手段の確保・充実を図るとともに、子どもや妊婦が利用しやすいノンステップバス*の導入を推進します。
- 子どもや子育て中の親が快適で安心して過ごすことができるよう、県立都市公園の整備を進めるとともに、身近な市町の都市公園の整備を促進します。
- ユニバーサルデザインの観点から、子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりを促進するとともに、関係機関等と連携しながら普及啓発を図ります。

- ・妊産婦や障害のある方などで歩行や乗降が困難な方が、公共施設や店舗などに設置されている身体障害者用駐車場を適正に利用できるよう、「やまぐち障害者等専用駐車場利用証」の周知と理解を促進します。
- ・子ども連れの方などが安心して外出できるよう、バリアフリー施設の情報提供に努めます。

やまぐち障害者等専用駐車場



この駐車場は「やまぐち障害者等専用駐車場利用証」をお持ちの方が利用できます。

専用駐車場制度ステッカー

4 子どもの安全確保

(1) 交通安全対策

①子どもに配慮した交通対策

- ・生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、「ゾーン30*」を整備するなど、車両の速度抑制や通過交通の排除に重点を置いた対策を実施するほか、わかりやすい道路標識等の整備、路側帯の設置・拡幅等の安全対策を実施します。
- ・幼児・児童・生徒の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、路肩のカラー舗装、防護柵の設置、自転車の通行位置を示した道路等の整備を推進します。
- ・地域の交通ボランティアやスクールガード*等と連携して、通学路における安全行動の指導や安全点検等を実施し、通学路の安全確保を図ります。
- ・妊婦等に配慮した道路上の駐停車場所の確保を推進します。



通学路の歩道整備

②交通安全教育の推進

- ・学校、家庭、地域社会、関係団体等が連携した通学路の安全点検・安全マップづくりや、児童生徒に対する交通安全教育を推進します。
- ・生徒の自主的な自転車安全利用の啓発等を行うサイクル・スクールリーダーの活動支援などを通じて、自転車乗車時のマナーアップを推進します。
- ・交通安全学習館における交通安全研修や交通移動教室、各警察署の交通安全教室など、参加・体験型の交通安全教育を推進します。



キッズゾーン（未就学児の散歩コース等における交通対策の例：滋賀県大津市）



参加・体験・実践型交通安全教室

③普及啓発

- ・社会教育関係団体や地域活動連絡協議会等の団体活動を通じて、家庭や地域における交通安全活動を推進し、交通安全に対する意識の高揚を図ります。
- ・チャイルドシートの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習会や交通安全運動等を通じて、適切な使用方法についての広報啓発活動及び着用

促進のための指導を強化します。

- ・街頭活動の強化や効果的な交通指導取締り等を通じて、悪質危険ドライバーを排除します。

(2) 事故防止

①幼稚園・保育所・学校等での事故防止対策

- ・子どもたちが安心して教育を受けられるよう、学校施設の耐震化等の教育環境の整備に努めるとともに、学校安全3領域（防犯を含む生活安全・交通安全・災害安全）の総合的な取組を推進します。
- ・幼稚園・保育所等における事故の発生・再発防止のためのガイドラインや事故発生時の対応マニュアル、学校安全計画、危機管理マニュアルについて、周知・徹底し、的確な対応に努めます。

②家庭内での事故防止対策

- ・家庭内における子どもの事故防止について、母子保健事業等を活用し、保護者に周知・指導を行うとともに、建築物・公園等の施設や製品などに関する子どもの事故に係る情報提供により事故の未然防止や再発防止に努めます。

(3) 防犯対策

①犯罪等の被害の防止

- ・道路や公園等の公共施設や住居の構造、防犯カメラや防犯灯などの設備の配置等について、犯罪行為の防止に配慮した環境整備を進めます。
- ・防犯の観点からの通学路の点検や、学校・地域・警察等の関係機関が連携を図りながら、危険箇所や不審者情報に関する情報共有及び迅速な対応を行います。
- ・防犯教室、防犯訓練の充実とともに、地域安全マップの作成や地域ぐるみの見守り活動の啓発・強化により、児童生徒の安全意識・能力の向上を図ります。
- ・インターネットに起因する子どもの犯罪被害等を防止するため、関係機関等と連携し、保護者へのフィルタリング*等の説明強化や啓発活動を行います。

②見守り体制の充実

- ・登下校防犯プラン*を踏まえ、県民、関係団体、市町等と連携して、地域における自主防犯意識の高揚を図るとともに、防犯パトロールや子ども見守り活動など、防犯ボランティアによる自主的な防犯活動を推進します。
- ・学校とスクールガード*の連携強化を通じた通学路等の安全確保など、地域と連携した学校安全の取組を推進します。
- ・犯罪等により被害を受けた子どもの精神的被害を軽減し、立ち直りを支援するため、関係機関・団体が連携し、被害を受けた子どもや保護者等に対するカウンセリングを実施するとともに、民間犯罪被害者支援団体ボランティア活動を支援します。
- ・「少年安全サポーター*制度」の拡充による問題事案への指導助言を強化することにより、犯罪から子どもを守る取組を推進します。



少年安全サポーターによる防犯教室

＜数値目標＞

項目	現状（H30）	目標値（R6）
やまぐち子育て県民運動*サポート会員登録数	435	500
「やまぐち子育て応援パスポート」協賛事業所登録数	2,148	2,200
「やまぐち子育て応援企業」登録企業数	928	1,000（R4）
「家庭の日*」協力事業所の登録数	1,002	増加させる
やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度協力施設数	1,093	1,753
デマンド型乗合タクシー等導入数（累計）	43 箇所	52 箇所
ノンステップバス*導入率	74.7%（H29）	81%（R5）
県管理道路における歩道設置率	39.7%（H29）	40.8%
通学路における子どもの交通事故負傷者数（年間）	41 人 （過去5年平均）	40 人
民間犯罪被害者支援団体ボランティア数	44 人	50 人

6 困難を有する子どもへの支援

＜施策の方向＞

深刻化する児童虐待*問題や子どもの貧困など、本人の努力の及ばぬところで、子どもたちの有望な将来が閉ざされることがないように、子どもと家庭を支援する取組が重要となっています。困難な環境にあったとしても、全ての子どもが、その未来を明るく切り開くために必要な支援を充実します。

1 児童虐待防止対策の推進

(1) 子どもの権利擁護

- ・体罰や暴言等によらない子育てを推進するため、体罰や暴言等が子どもに及ぼす悪影響や体罰等によらない子育てに関する理解が社会に広まるように普及啓発活動を行います。
- ・子ども自身が児童福祉審議会へ自ら意見表明ができることについて周知を図り、子どもの権利擁護の観点から児童福祉審議会の活用を推進します。

(2) 児童虐待の発生予防・早期発見

- ・「子育て世代包括支援センター*」の機能強化を図り、妊産婦や乳幼児等の把握と妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談・支援体制を整備するとともに、母子保健施策を通じた妊娠期からの虐待の発生予防・早期発見と児童虐待防止対策との連携を一層強化します。
- ・予期しない（望まない）妊娠等に関して悩みを抱える女性等に対する相談体制の整備や、子育てに困難を抱える家庭への里親*や養子縁組制度の周知等の支援を行います。
- ・乳幼児家庭全戸訪問等を通じて、養育支援を必要とする子どもや妊産婦等の家庭状況を把握し、市町等関係機関による支援につなげるため、必要な環境整備や市町等の取組への支援を行います。
- ・要保護児童支援の関係機関職員等の専門性強化と連携強化により、子どもを守る地域のネットワークの機能強化を図ります。
- ・児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知や、DVの特性や子どもへの影響に係る啓発を行います。
- ・子育てに悩む家庭をいち早く見つけ、早期対応につなげるため、県民や企業と協働し、社会全体で児童虐待防止に取り組む環境づくりを推進します。
- ・児童虐待防止推進月間（11月）におけるオレンジリボンキャンペーンの実施等により、児童虐待の発生防止や県民の通告義務などに関する普及啓発を図ります。



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。



(3) 児童虐待*発生時の迅速・的確な対応

①児童相談所*の体制強化

- 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン*」に基づき、ケースの組織的な管理・対応や適切なアセスメント等を可能とするため、児童福祉司、児童心理司の増員などの職員の適切な配置を図るとともに、弁護士による助言のもとで対応するための体制整備等により児童相談所の体制強化を図ります。
- 研修等による職員の資質向上や保護者支援プログラム*の推進により、保護者へ指導及び支援を行うための専門性の確保を図ります。
- 児童相談所の業務に対する評価の実施などにより児童相談所の体制強化等を行います。
- 一時保護所*について、子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、要保護児童に対する支援体制を充実・強化します。
- 児童虐待による死亡事例等の重大事例が発生した場合には、原則として検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町が行う検証を支援します。

②市町の相談支援体制の強化

- 児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、市町要保護児童対策地域協議会*（子どもを守る地域ネットワーク）における児童相談所の助言や協議会関係者向けの研修の実施等により協議会の機能強化を図ります。
- 子ども家庭総合支援拠点*の全市町設置に取り組み、生活する場所や年齢に関わらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた児童の自立支援まで切れ目のない支援を受けられる体制の構築を支援します。
- 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応が図られるよう、市町職員、主任児童委員*等に対する研修を実施するとともに、実践ケース検討会の開催等を通じて、市町の児童相談体制の充実や母子保健・DV対策担当部局との連携強化を支援します。

③関係機関等との連携強化

- 「福祉総合相談支援センター*」の児童等への相談支援体制を充実・強化します。
- 医療関係者などの関係機関や市町との連携を強化するとともに、24時間365日の相談体制の確保等、児童相談所を中心とした相談機能の充実強化を図ります。
- 児童相談所と市町との漏れのない情報の共有に取り組みます。



知事と市町長による
「児童虐待防止に向けた共同宣言」

2 社会的養育の推進

(1) 社会的養育の充実

①家庭養育優先原則

- 「新しい社会的養育ビジョン*」の理念に基づき、児童を権利の主体として位置付けるとともに、家庭養育優先原則の実現に向けて、以下の取組を推進するとともに、別途

定める「山口県社会的養育推進計画*」を確実に実行します。

②里親委託の推進

- ・里親養育支援体制の強化を図るため、里親*への支援の充実、里親の担い手の育成・確保を推進するとともに、里親制度*や養子縁組に関する普及啓発を行います。
- ・里親のリクルートから里親家庭と児童のマッチング、委託後の支援までを行う里親養育包括支援機関（フォスタリング機関）*の設置により、里親委託の円滑な推進を行います。

③施設の小規模・地域分散化

- ・児童養護施設*等においても、家庭的な環境での養護が図られるよう、児童養護施設等の小規模化・地域分散化や親子関係改善のための通所指導に取り組むといった多機能化・高機能化に向けた支援を行います。

(2) 自立支援の充実

- ・社会的養護*で育った子どもが、社会において自立していけるように、施設等における支援体制を整備するとともに、施設退所者等については、自立援助ホーム*の活用等により社会的に自立できるように支援を充実します。

3 子どもの貧困対策

(1) 総合的な貧困対策の推進

①貧困対策計画の推進

- ・子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、「山口県子どもの貧困対策推進計画*」に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

②教育の支援

- ・学校をプラットフォームとして、学校教育の充実、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*の配置拡充による教育相談体制の整備、放課後等における学習の場の充実を図ります。
- ・義務教育段階の就学支援の充実、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金など、低所得家庭に対する教育費負担軽減施策の充実・強化を図ります。

③子どもの居場所の確保

- ・地域の子どもたちの居場所となる「子ども食堂*」の取組を全県に拡大し、支援を必要とする子ども・家庭の早期把握や適切な支援の提供が進むよう、「子ども食堂」の開設・運営のサポート体制を整備します。
- ・子どもの生活・学習支援事業などの子どもの居場所づくり*を推進する市町に対して支援を充実します。
- ・子どもが安心して有意義に過ごすことができるよう、児童館*や子育て支援のための拠点施設等の整備を促進するとともに、活動内容の充実を図ります。



子ども食堂の様子

- ・地域住民の参画を得て、学校・家庭・地域が連携し、地域全体で子どもの放課後の安全で健やかな居場所づくりを進めるとともに、放課後子ども教室*と放課後児童クラブ*の内容充実と連携促進を図ります。

4 ひとり親家庭への支援

(1) ひとり親家庭の自立支援

①生活支援

- ・母子・父子自立支援員*の配置をはじめ、身近なところでひとり親家庭に対する様々な相談や支援策を情報提供できる体制づくりを進めます。
- ・ひとり親家庭が一時的に子育てや生活への支援が必要となった場合に、家庭生活支援員の派遣等により、家事、介護、保育サービス等の支援を行います。
- ・ひとり親家庭の生活指導を強化するため、児童の養育や健康づくりなどに関する生活支援講習会等の内容の充実を図ります。
- ・ひとり親家庭の父又は母及び当該家庭の児童等が安心して必要な医療を受けられるよう、医療費の自己負担分について助成します。
- ・ひとり親家庭の児童等の学習・進学意欲の向上や、親の教育不安の解消を図るため、学習支援を行います。

②就労支援

- ・「母子家庭等就業・自立支援センター*」において、関係機関と連携し、母子家庭の母等の就業自立に向け、就業相談から就業あっせんに至るまでの支援を充実強化します。

③経済的支援

- ・母子家庭の母等の自立に向け、国の養育費支援相談センター*と連携し、養育費の確保に向けた支援を行います。
- ・ひとり親家庭の経済的自立に向けて、母子父子寡婦福祉資金*貸付制度に関する情報提供を積極的に実施し、利用促進を図ります。

<数値目標>

項目	現状（H30）	目標値（R6）
里親委託率	20.4%	33.3%
子ども家庭総合支援拠点*の設置市町数	4市町	19市町
「子どもの居場所づくり*」実施市町数	3市	5市町以上
「子ども食堂*」箇所数	27箇所	100箇所以上